

## 柴田町スポーツ少年団本部規約

(目的)

第1条 この本部は、スポーツを通して青少年の心身と健全な育成に寄与することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この本部は、柴田町スポーツ少年団本部（以下「本部」という）と称し、事務局を柴田町教育委員会スポーツ振興課内におく。

(事業)

第3条 この本部は、前条目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (2) 指導者及びリーダーの養成に関すること。
- (3) スポーツテスト及び各種大会等の開催に関すること。
- (4) 単位スポーツ少年団相互の親睦に関すること。
- (5) 他市町スポーツ少年団との交流に関すること。
- (6) 町スポーツ少年団事業に功績のあった個人・団体の表彰に関すること。
- (7) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) その他目的達成に必要な事業。

(組織)

第4条 この本部は、加盟単位スポーツ少年団の代表及び学識経験者などをもって組織する。

(役員)

第5条 この本部に、次の役員をおく。

- (1) 本部長 1名 (2) 副本部長 2名 (3) 理事 各団1名
- (4) 監事 2名 (5) 会計 1名 (6) 事務局員 若干名

(選任)

第6条 前条役員は、次により選任される。

- (1) 本部長・副本部長・監事は、理事会において選出され、総会において承認される。
- (2) 会計・事務局員は、本部長が任命する。

(理事)

第7条 理事は、スポーツ少年団単位団の代表1名及び学識経験者などをもって構成する。

(権限)

第8条 役員の職務権限は、次の通りとする。

- (1) 本部長は、本部を代表し、会務を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し本部長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、所掌の会務を監査する。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 会計は、会計事務を所掌する。
- (6) 事務局員は、本会の総務業務を所掌する。

(顧問及び参与)

第9条 この本部に、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問・参与は、本部長が委嘱し、会議に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問・参与の委嘱年限は2年とし、再委嘱をすることが出来る。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 この本文の総会は、次の通りとする。

(1) 総会は年1回本部長が招集し、次の事項を審議する。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ア. 予算及び決算に関する事項 | イ. 事業に関する事項    |
| ウ. 役員の承認に関する事項  | エ. 規約の改廃に関する事項 |
| オ. その他の重要な事項    |                |

(2) 総会に出席できるものは、次の通りとする。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ア. 役員              | イ. 顧問及び参与 |
| ウ. 単位スポーツ少年団よりの代議員 | 2名        |

(3) 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会)

第12条 この本部の理事会は、次の通りとする。

(1) 理事会はその都度本部長が招集し、次の会務を執行する。

- ア. 総会に提出する事案の作成に関すること
- イ. 所掌業務の運営に関すること
- ウ. 緊急事項の処理に関すること

(会計)

第13条 この本部の経費は、登録料・補助金・負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 この本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

この規約は、昭和54年10月16日から施行する。

一部改正は、昭和61年7月22日から施行する。

一部改正は、平成4年6月17日から施行する。

一部改正は、平成18年6月28日から施行する。

一部改正は、平成21年3月18日から施行する。

一部改正は、平成27年6月4日から施行する。

## 柴田町スポーツ少年団本部表彰規定

第1条 この規定は、柴田スポーツ少年団規約第3条第6項に基づいて次の通り定める。

第2条 本部は、次の各号に該当するものについて表彰する。

- (1) 多年にわたり、本部の運営・発展に功績のあった個人及び団体。
- (2) 多年にわたり、各単位団体の運営・発展に功績のあった個人及び団体。
- (3) 全各号の他、スポーツ少年団に顕著な功績のあった個人及び団体。

第3条 各単位団体は、前条に該当するものがあるときは、所定の様式により推薦書を作成し、本部長へ提出する。

第4条 本部長は、前条により推薦された被表彰者について、理事会にて諮り受賞者を決定する。

第5条 表彰は、総会または交流会において行う。

(附 則)

この規定は、平成5年2月10日より施行する。  
一部改正は、平成8年6月4日より施行する。

### 表 彰 推 薦 基 準

#### 町本部関係

	対 象 者	年 数
1	本部長・副本部長	6年
2	理事・監事	8年
3	その他の役員	8年
4	その他顕著な功績のあったもの	8年

#### 単位団体関係

	対 象 者	年 数
1	団体	8年
2	団長・副団長	6年
3	理事・監事	8年
4	その他の役員	8年
5	その他顕著な功績のあったもの	8年